官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔規　則〕
○実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則（原子力規制委四）　一
〔法規的告示〕
○消防職員委員会の組織及び運営の基準の一部を改正する件（消防庁四）　二
○令和七管理年度における特定水産資源（みんくくじら）の採捕の停止に関する件（農林水産八一六）　三
○生活保護法第五十五条の三に基づく指定医療機関に関する告示（関東信越厚生局三）　三
〔その他告示〕
○保安林の指定をする件（農林水産八一七～八三二）　三
○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十八条第四項の規定に基づく自主回収の認定取消に関して公示する件（農林水産・経済産業・環境五）　五
○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用、共同使用の条件変更、新規提供が決定された件（防衛一三〇）　五
〔国会事項〕
〔人事異動〕
内閣　財務省　岐阜県　静岡県　愛知県　横浜市　静岡市　大阪市　堺市　六
〔皇室事項〕　七
〔官庁報告〕
戸籍が滅失した件（法務省告示配二九）　八
日本国に帰化を許可する件（同三〇）　八
〔資　料〕
令和七年三月中国際収支状況（速報）及び令和六年度中国際収支状況（速報）（財務省）　九
〔公　告〕
官庁
金融商品取引業者営業保証金取戻し、建設業の許可の取消処分関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生、所有者不明関係　一〇
会社その他　一〇三六

規　則

○原子力規制委員会規則第四号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第四十三条の三の二十九第一項及び第三項の規定に基づき、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年五月二十七日　原子力規制委員会委員長　山中　伸介

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則

（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正）

第一条　実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（安全性の向上のための評価の実施時期）	（安全性の向上のための評価の実施時期）
第九十九条の三　法第四十三条の三の二十九第一項の原子力規制委員会規則で定める時期は、定期事業者検査が終了した日以降一年を超えない時期とする。ただし、発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増加の工事の後、定期事業者検査を行っていないものにあっては、その運転が開始された日以降一年を超えない時期とする。	**第九十九条の三**　法第四十三条の三の二十九第一項の原子力規制委員会規則で定める時期は、定期事業者検査が終了した日以降六月を超えない時期とする。ただし、発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増加の工事の後、定期事業者検査を行っていないものにあっては、その運転が開始された日以降六月を超えない時期とする。
（評価の結果等の届出）	（評価の結果等の届出）
第九十九条の四　法第四十三条の三の二十九第三項の規定による届出をしようとする者は、安全性向上評価が終了した日から三十日以内に、当該安全性向上評価の結果、当該安全性向上評価に係る調査及び分析並びに評定の方法並びに次条に定める事項（以下「評価の結果等」という。）を原子力規制委員会に届け出なければならない。	**第九十九条の四**　法第四十三条の三の二十九第三項の規定による届出をしようとする者は、安全性向上評価をした後、遅滞なく、当該安全性向上評価の結果、当該安全性向上評価に係る調査及び分析並びに評定の方法並びに次条に定める事項（以下「評価の結果等」という。）を原子力規制委員会に届け出なければならない。
2　（略）	2　（略）